

# (一社) 岩手県バスケットボール協会

## 競技会の種類と競技会の承認について (2025年度版)

競技会委員会

# 競技会承認の必要性

- ・ JBAの掲げるガバナンス構築の一環

「都道府県におけるガバナンスの構築」とは、都道府県協会が、自身の内部組織（委員会や部会等）を含め、傘下団体（地区/市区郡町村協会、都道府県連盟）の組織面、事業（競技会、各種会議等）面、会計（財務）面について実態を把握し、管理可能な状態を構築することを意味します。

- ・ 平たく言えば

何か競技会で問題が起こった時に、各カテゴリーなどの主管団体のみならず、都道府県協会（以下PBA）の責任が問われるということ。

- ・ 逆の言い方をすれば

PBA（競技会によっては、JBAも含む）の承認を得ていれば、安心して競技会を開催することが出来るということ。

# 競技会の種類

# 競技会の種類

## 公式競技会 A

● JBAが企画した競技会もしくは全国規模大会の予選会としてJBAが規定する競技会、またはPBAもしくは全国連盟（リーグ含む）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・（JBA主催として）承認された競技会で、**公式競技規則に則り行われるもの**

● 出場チーム（選抜チームを除く）・選手が日本国内で活動している場合はJBA登録していること（大会要項に規定）

● 出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること

※試合記録をJBA公式記録とする

【主催】JBA + 申請者

県内で開催する競技会で、該当するもの

- ・ 各種全国大会
- ・ 各種東北大会（地域リーグを含む）

# 競技会の種類

## 準公式競技会 A

- JBAが企画した競技会またはPBAもしくは全国連盟（リーグ含む）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・（JBA主催として）承認された競技会で、公式競技規則または独自の競技規則（ローカルルール）で行われるもの（ただし、試合時間の独自設定については個別判断とする）
- 出場チーム（選抜チームを除く）・選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBA登録していること
- 出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること  
【主催】 JBA + 申請者

県内で開催する競技会で、該当するもの  
・現在のところなし

# 競技会の種類

## 承認競技会 A

● 連盟（リーグ含む）または第三者（チーム、行政、企画会社等）が企画した複数の都道府県を跨る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請・承認された競技会

● 出場選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBA登録していること

● 出場チーム単位は、単独チーム、一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）の他、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする

【主催】申請者

※ただしB/B3クラブのプレシーズンマッチはJBA+BLG共催 → 手続きも異なる

県内で開催する競技会で、該当するもの

- ・岩手・宮城対県選抜大会
- ・東日本交流大会
- ・B/B3クラブのプレシーズンマッチ

A区分の競技会の承認主体はJBAです。



# 競技会の種類

## 公式競技会 B

- PBAが企画した競技会もしくは都道府県規模大会の予選会としてPBAが規定する競技会、または都道府県連盟が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・（PBA主催として）承認された競技会で、公式競技規則に則り行われるもの
  - 出場チーム（選抜チームを除く）・選手がJBA登録していること（大会要項に規定）
  - 出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること
- ※試合記録をJBA公式記録とする

【主催】PBA + 申請者

県内で開催する競技会で、該当するもの

- ・ 県協会主管・・・県総合選手権、一般選手権、県民スポーツ大会
- ・ 中体連主管・・・中総体、中学新人
- ・ 高体連主管・・・高校総体、高校新人
- ・ U12委員会・・・ミニ交歓、ミニ交流、リーグ
- ・ U15委員会・・・U15選手権、U15クラブ選手権、リーグ
- ・ U18委員会・・・高校選抜、リーグ
- ・ 大学・・・大学選手権
- ・ 社会人連盟・・・社会人選手権、O-40・50選手権、レディース選手権
- ・ 3×3委員会・・・3×3選手権（U18含む）

# 競技会の種類

## 準公式競技会 B

● PBAが企画した競技会または都道府県連盟が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・（PBA主催として）承認された競技会で、公式競技規則または独自の競技規則（ローカルルール）で行われるもの（但し、試合時間の独自設定については個別判断とする）

- 出場チーム（選抜チームを除く）・選手が原則としてJBA登録していること
  - 出場チーム単位は、単独チームまたは一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）であること
- 【主催】PBA + 申請者

県内で開催する競技会で、該当するもの

- ・現在のところなし



# 競技会の種類

## 承認競技会 B

● **地区・市区町村協会、都道府県連盟または第三者（チーム、行政、企画会社等）が企画した同一都道府県内で完結する規模であり、かつPBAに申請・承認された競技会**

● 出場選手が原則としてJBA登録していること

● 出場チーム単位は、単独チーム、一定の条件による選抜選手で構成されたチーム（選抜チーム）の他、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする

【主催】申請者

県内で開催する競技会で、該当するもの

- ・ 岩手日報 3×3 大会など、第三者が企画する 3×3 大会
- ・ 各市町村協会で開催するローカル大会（ナイターリーグ、市民体育大会など）
- ・ 相当規模の練習試合（10チーム以上、観戦告知あり、複数都道府県にまたがって参加・開催、協賛あり、参加費あり のいずれかに該当）

B 区分の承認主体は P B A （理事会・競技運営部会・競技会委員会）です。

# (一社) 岩手県バスケットボール協会 における競技会承認の手順

# 競技会承認の手続き 公式競技会 A

- ① J B A から申請依頼（前年度7月ころ）
- ② 各競技会の担当者から開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）、大会要項を競技会副委員長に提出  
※全国連盟が J B A に提出することもあり
- ③ 競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を大会運営委員会へ送付。
- ④ 大会運営委員会・競技運営部会・県協会理事会で大会要項を審議し、J B A へ提出（競技会委員長） ※提出期限は、前年度 8 月末日もしくは開催日所属月の前々月の末日までとなっているので、②の手順は該当月の上旬までに行われること
- ⑤ J B A より、担当者へ開催可否が通知される → 有料競技会の場合には J B A へ規定の納付金を納付
- ⑥ 組み合わせ決定次第、県協会 H P 等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑦ 終了後結果を県協会 H P 等へ掲載
- ⑧ 有料競技会の場合には、担当者は終了後 1 か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）を J B A へ提出

# 準公式競技会 A

- ①各競技会の担当者から開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）、大会要項を競技会副委員長に提出
- ②競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を大会運営委員会へ送付。
- ③大会運営委員会・競技運営部会・県協会理事会で大会要項を審議し、JBAへ提出（競技会委員長） ※提出期限は、開催日所属月の前々月の末日までとなっているので、②の手順は該当月の上旬までに行われること
- ④JBAより、担当者へ開催可否が通知される → 有料競技会の場合にはJBAに規定の納付金を納付。さらにJBAからPBAに半額還付
- ⑤組み合わせ決定次第、県協会HP等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑥終了後結果を県協会HP等へ掲載
- ⑦有料競技会の場合には、担当者は終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）をJBAへ提出

## 競技会承認の手続き **承認競技会 A** (B/B3クラブのプレシーズンマッチを除く)

- ①各競技会の担当者から開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）、大会要項を県協会競技会副委員長に提出
- ②競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を県協会大会運営委員会へ送付
- ③大会運営委員会・競技運営部会・県協会理事会で大会要項を審議し、JBAへ提出（競技会委員長） ※提出期限は、開催日所属月の前々月の末日までとなっているので、②の手順は該当月の上旬までに行われること
- ④JBAより、担当者へ開催可否が通知される → 有料競技会の場合にはJBAに規定の納付金を納付。さらにJBAからPBAに半額還付
- ⑤組み合わせ決定次第、県協会HP等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑥終了後結果を県協会HP等へ掲載
- ⑦有料競技会の場合には、担当者は終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）をJBAへ提出

## 承認競技会 A (B/B3クラブのプレシーズンマッチ)

- ①主催者（クラブもしくは第三者）から開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を県協会競技会副委員長に提出  
※この際に、必ず対戦クラブの了承を得ていること
- ②競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を県協会大会運営委員会へ送付
- ③大会運営委員会・競技運営部会・県協会理事会で大会要項を審議し、JBAへ提出（競技会委員長）。その際に、開催申請書の写しを主催者へ返信 ※JBAへの提出期限は、開催日所属月の前々月の末日までとなっているので、②の手順は該当月の上旬までに行われること
- ④JBAより、主催者へ開催可否が通知される → 有料競技会の場合にはJBAに規定の納付金を納付。さらにJBAからPBAに半額還付
- ⑤組み合わせ決定次第、県協会HP等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑥終了後結果を県協会HP等へ掲載
- ⑦有料競技会の場合には、主催者は終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）をJBAへ提出



## 競技会承認の手続き 公式競技会 B (P B A 承認)

- ① 県協会競技会委員会から、県協会大会運営委員長を通じて各カテゴリー等の担当者に申請依頼（前年度中もしくは開催日所属月の2～4か月前をメド）
- ② 各競技会の担当者から開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）、大会要項を競技会副委員長に提出  
※提出期限は、前年度8月末日もしくは開催日所属月の前々月の末日までとなっているが、理事会・競技運営部会の日程の都合上、大会運営委員会より指定された日を守ることに注意
- ③ 競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を大会運営委員会へ送付。
- ④ 大会運営委員会・競技運営部会・県協会理事会で大会要項を審議
- ⑤ 競技会委員会より、担当者へ開催可否が通知 → 有料競技会の場合にはP B Aに規定の納付金を納付
- ⑥ 組み合わせ決定次第、県協会HP等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑦ 終了後結果を県協会HP等へ掲載
- ⑧ 有料競技会の場合には、担当者は終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を競技会委員長へ提出



# 公式競技会 B について

公式競技会 B である県大会の地区予選に関しては、県大会の承認をもって一括して承認することとする。

ただし、主管者は地区予選等の期日・競技方法・組み合わせ等を事前に把握しておくこと。

(競技会における最終責任の一端は P B A が負うため)

また、大会要項に地区ごとの予選通過数を明記すること(必須)。  
さらに地区予選日程の一覧の記載があることが望ましい。

また、地区予選の結果を県協会 H P に掲載することを推奨する(秋田・宮城等は掲載されています)。

# 競技会承認の手続き 準公式競技会 B (P B A 承認)

- ①各競技会の担当者から開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）、大会要項を競技会副委員長に提出  
※提出期限は、前年度8月末日もしくは開催日所属月の前々月の末日までとなっているが、理事会・競技運営部会の日程の都合上、大会運営委員会より指定された日を守ること
- ②競技会委員会にて開催申請書を審査し、大会要項を大会運営委員会へ送付。
- ③大会運営委員会（必要に応じて競技運営部会・県協会理事会）で大会要項を審議
- ④競技会委員会より、担当者へ開催可否が通知 → 有料競技会の場合にはP B Aに規定の納付金を納付
- ⑤組み合わせ決定次第、県協会HP等へ掲載（事業広報部広報委員会へ） → 競技会開催
- ⑥終了後結果を県協会HP等へ掲載
- ⑦有料競技会の場合には、終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を競技会委員長へ提出

## 競技会承認の手続き 承認競技会 B (P B A 承認)

①主催者（市町村協会、各カテゴリー、第三者など）は開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）、大会要項（可能な限り）を競技会委員会担当者へ提出。

担当者は、市町村協会においては所属ブロックの競技会委員、カテゴリーにおいてはカテゴリー担当の競技会委員、その他は競技会承認総括担当者（金田一裕之氏）とする。

②競技会委員会担当者は、開催申請書等をチェックし、取りまとめた上で競技会承認総括担当者へ提出。 ※提出期限は、開催期日30日前までとする

③総括担当者は開催申請書を審査（問題なければ専決も可。必要に応じて委員会で審査）。競技会一覧を作成し、後日競技運営部会へ報告。

④総括担当者より担当者へ、担当者より主催者へ開催可否を通知  
→ 有料競技会の場合にはP B Aに規定の納付金を納付

⑤終了後結果を何らかの形で公表することが望ましい（例：WEBや新聞紙上への掲載）

⑥有料競技会の場合には、終了後1か月以内に報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を総括担当者へ提出

# ○国内有料競技会開催における J B A 納付金について

国内有料競技会（入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ）開催にあたっての J B A 納付金基準は以下のとおりとする。

## （1）納付金額

1) 国内有料競技会開催時に主催者が J B A に支払う J B A 納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。

①最も高額な入場料金（チケット単価）に 10 を乗じた額

② 30,000 円

2) 入場料金を徴収しない競技会の J B A 納付金は無料とする。

## （2）納付方法

1) J B A 納付金の振込先は、下記口座とする。

三菱 U F J 銀行 虎ノ門支店 普通預金口座番号：0706048

口座名義：公益財団法人日本バスケットボール協会事業口

2) J B A 納付金の納付期間は、J B A の競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。

3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

## （3）納付金の配分

都道府県協会または各種連盟（全国連盟）以外の者が複数都道府県に亘る国内有料競技会を開催する場合、J B A は、当該競技会開催地の都道府県協会に J B A 納付金の半額（50%）を配分する。

# ○国内有料競技会開催におけるPBA納付金について

国内有料競技会開催にあたっての都道府県協会納付金基準は以下のとおりとする。

## (1) 納付金額

- 1) 国内有料競技会開催時に主催者が都道府県協会に支払う都道府県協会納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。
  - ①最も高額な入場料金（チケット単価）に5を乗じた額
  - ②15,000円
- 2) 入場料金を徴収しない競技会の都道府県協会納付金は無料とする。

## (2) 納付方法

- 1) 都道府県協会納付金の振込先は、各都道府県協会が指定する口座とする。

岩手銀行 盛支店（さかりしてん） 普通 2100254  
「一般社団法人 岩手県バスケットボール協会 競技運営部 大会会計 内館佑太」

- 2) 都道府県協会納付金の納付期間は、都道府県協会の競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。
- 3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

# 各担当者について

- (一社) 岩手県バスケットボール協会  
競技運営部会 競技会委員会

委員長 内館 佑太

競技会承認総括担当者 金田一裕之

連絡先 [iba.kindaiichi@gmail.com](mailto:iba.kindaiichi@gmail.com)

- 同 大会運営委員会  
委員長

小笠原 天



# 競技会の優先順位について

競技会の日程設定については、以下の事項に留意すること。

- ・ 県協会の根幹となる競技会（県内で開催される全国大会や県総合選手権、県民スポーツ大会など）の開催日には、市町村協会や各カテゴリーの競技会を設定しないこと。
- ・ カテゴリーごとの県協会主催大会（おもに公式競技会B）の開催日には、そのカテゴリーの準公式競技会や承認競技会を設定しないこと。
- ・ カテゴリーごとの県DCや地区DCは、そのカテゴリーの承認競技会に優先するものであること。